

業務委託契約書(単価契約)

1 業務名 医療資材の総合管理等業務

2 履行場所 受注者の倉庫
(広島県内)

3 契約内容

品名	医療資材の総合管理等業務
規格	別紙「仕様書」のとおり
予定数量	1式
単価	別紙「単価表」のとおり
履行期間	令和8年3月1日～令和9年3月31日

4 委託料限度額 ￥_____

5 契約保証金 免除

6 特約事項

- (1) 発注者は上記「4 委託料限度額」の範囲内で上記「3 契約内容」の単価に委託業務の成果の数量を乗じて得た金額を委託料として受注者に支払うものとする。
- (2) 業務委託契約款第28条第4項、同条第6項、第42条第1項第1号、第45条第2項及び第48条第1項の規定の適用については、「委託料」とあるのは、上記「4 委託料限度額」と読み替えるものとする。
- (3) 受注者は、毎月の業務が完了したときは、速やかに当該月分の実績を取りまとめ、別記様式1「業務報告書」を提出するものとし、発注者は速やかに内容の確認を行うものとする。
- (4) 受注者は、誤配、汚損、破損又は滅失等の事故が発生したことを確知したときは、速やかに発注者に連絡し、協議のうえで所要の措置を講じなければならない。
- (5) 受注者は、前項に掲げる事故が自らの責により発生したときは、速やかに再発防止対策を講じるものとする。
- (6) 受注者は、(4)に掲げる事故が発生した日から30日以内に、別記様式2「事故発生報告書」により発注者に発生状況及び再発防止対策等の報告を行うものとする。
- (7) 履行期間に関わらず、令和8年度の本契約に係る発注者の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、発注者は契約を解除することができるものとする。
- (8) 上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて別紙の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和8年 月 日

発注者 住所 広島市中区基町10番52号

氏名 広島県
代表者 広島県知事 横田美香

受注者 住所

氏名